

●日影規制

◇ 制限については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課 TEL.0428-23-3692まで問い合わせください。

一定の高さ以上の建築物について、その建築物によって生じる日影を一定時間、周囲の敷地におよぼさないよう日影の規制対象となる区域と、規制する日影時間を、各地域の容積率や高度地区、その他地域の特性に応じて定めています。

冬至の太陽の位置と日影の長さ

真太陽時	12:00	11:30	11:00	10:30	10:00	9:30	9:00	8:30	8:00
中央標準時	11:39	11:09	10:39	10:09	9:39	9:09	8:39	8:09	7:39
太陽高度	30°33'	30°08'	28°53'	26°52'	24°08'	20°47'	16°55'	12°35'	7°53'
太陽方位角	0°0'	7°57'	15°44'	23°10'	30°10'	36°41'	42°41'	48°13'	53°20'
日影の倍率 (x成分) (y成分)	1.694 (0.0) (1.694)	1.723 (0.239) (1.707)	1.813 (0.492) (1.745)	1.975 (0.777) (1.815)	2.232 (1.122) (1.930)	2.634 (1.574) (2.112)	3.289 (2.230) (2.417)	4.479 (3.340) (2.984)	7.220 (5.791) (4.312)

注) 表は、北緯36°00'、東経139°45'のデータ
東京の緯度は、北緯35°50'～35°30'にわたっていますが、実際の審査においては、北緯36°00'で統一。なお、日影図等の作図においては、日ざし曲線メジャーによるのが、簡便かつ正確です。

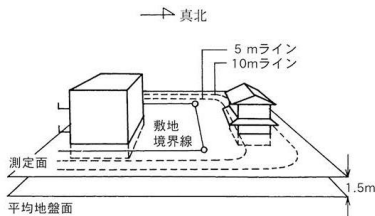
日影規制の基準

用途地域	容積率 (%)	高度地区	規制される建築物	規制値の種類	規制される日影時間		測定水平面 (平均地盤面) からの高さ/	
					規制される範囲 (敷地境界からの水平距離) 5mを超える	10mを超える		
第一種低層住居専用 地域または第二種低 層住居専用地域	50	第1種	軒高が7mを 超えるか、ま たは地上3階 以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m	
	60							
	80				(二)	4時間以上		2.5時間以上
	100							
150								
第一種中高層住居専 用地域または第二種 中高層住居専用地域	100	第1種	高さが10mを 超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m	
	150	第2種						
	200	12m第2種						
第一種住居地域 第二種住居地域	150	第2種	高さが10mを 超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m	
	200	10m第2種 12m第2種						
近隣商業地域	200	第2種	高さが10mを 超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m	
	300	12m第2種						
	300	第3種 12m第3種						(二)
準工業地域	150	第2種	高さが10mを 超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m	
	200	10m第2種 12m第2種						

注) 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までに生じる日影時間です。

日影の測定面

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域) の場合



第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域) の場合

